

平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社 ソネット
代表者名 代表取締役社長 福 島 孝 一
(コード 1768 東証 第二部)
問合せ先 取 締 役
経営管理部長 清 水 省 己
(TEL. 079-447-1551)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 8 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 75 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる会社役員^①の範囲が変更されたことにより、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を充分発揮できるよう、変更案第 26 条の新設及び変更案第 34 条の一部を変更するものであります。

なお、定款第 26 条の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会 第18条 ~ 第25条 [条文省略] [新 設]	第 4 章 取締役および取締役会 第18条 ~ 第25条 [現行どおり] <u>(取締役の責任免除)</u> 第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、 <u>取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第26条 ~ 第32条 [条文省略]</p> <p><u>(責任限定契約)</u> 第33条 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金240万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>第34条 ~ 第35条 [条文省略]</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 執 行 役 員</p> <p>第36条 ~ 第38条 [条文省略]</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 計 算</p> <p>第39条 ~ 第42条 [条文省略]</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第27条 ~ 第33条 [現行どおり]</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u> 第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>第35条 ~ 第36条 [現行どおり]</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 執 行 役 員</p> <p>第37条 ~ 第39条 [現行どおり]</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 計 算</p> <p>第40条 ~ 第43条 [現行どおり]</p>

以 上